

行政上の契約

(百選「I-97」～「I-100」)

問題 001

市が宅地開発等指導要綱に従わない事業主に対して水道供給契約を拒否することについて、事業主が指導要綱に基づく行政指導には従わない意思を明確に表明し、建設されたマンションの購入者も、入居に当たり給水を現実に必要としている時期に至ったときは、たとえ右の指導要綱を事業主に順守させるため行政指導を継続する必要があったとしても、これを理由として事業主らとの給水契約を留保することは許されない。

001 解答：妥当である。(I-97)

問題 002

市が宅地開発等指導要綱に従わない事業主に対して水道供給契約を拒否することについて、給水契約を締結して給水することが公序良俗違反を助長することとなるような事情もなかった場合には、たとえ指導要綱に従わない事業主らからの給水契約の申込であっても、その締結を拒むことはゆるされない。

002 解答：妥当である。(I-97)

問題 003

産業廃棄物の処分業者が、公害防止協定において、協定の相手方(市)に対し、その事業や処理施設を将来廃止する旨を約束することは、処分業者自身の自由な判断で行えるものではなく、当該協定に基づき事業や処理施設が廃止されることがあった場合は、廃棄物処理法に違反し、また当該協定の条項は同法の趣旨に反するものである。

003 解答：誤り

協定は業者自身の自由な判断で行えるものであり、その結果、事業や処理施設が廃止されることがあったとしても、廃棄物処理法に抵触するものではないし、また当該協定の条項が同法の趣旨に反するということもできないとした。(I-98)

問題 004

産業廃棄物処理業に関する知事の許可について、市が業者と締結する公害防止協定に、最終処分場の使用期限を条項とすることは、知事の許可の本質的な部分にかかわるものであり、当該条項は県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(以下、本条例)15条が予定する協定の基本的な性格及び目的から逸脱するものである。

004 解答：誤り

当該条項が知事の許可の本質的な部分にかかわるものではなく、また本条例が予定する協定の基本的な性格及び目的から逸脱するものでもないとした。(I - 98)

問題 005

地方公共団体が、指名競争入札に参加させようとする者を指名するに当たり、およそ村内業者では対応できない工事以外の工事は村内業者のみを指名するという運用については、工事現場等を熟知していることや地元経済の活性化にも寄与することなどの合理性が認められるのであり、裁量権の範囲内にあるものといえる。

005 解答：誤り

常に合理性があり、裁量権の範囲内であるということとはできないとした。(I - 99)

問題 006

地方公共団体が、指名競争入札において、要綱を定め、村内業者のみを指名するという運用は、地方自治法等の趣旨に反する。

006 解答：妥当である。(I - 99)

問題 007

地方公共団体が、事業者が村外業者に当たることのみを理由として指名競争入札に参加させない措置を採ったとすれば、それは極めて不合理であり、社会通念上著しく妥当性を欠くものといわざるを得ず、そのような措置に裁量権の逸脱又は濫用があったとまではいえないと判断することはできない。

007 解答：妥当である。(I - 9 9)

問題 008

市が、その周辺の町と共同して設立した公社と土地の先行取得の委託契約を締結し、これに基づき土地の買取の売買契約を締結した場合において、当該委託契約が私法上無効であるときには、当該市の契約締結権者は、無効な委託契約に基づく義務の履行として買取りのための売買契約を締結してはならないという財務会計法規上の義務を負っていると解すべきである。

008 解答：妥当である。(I - 1 0 0)

問題 009

市が、その周辺の町と共同して設立した公社と土地の先行取得の委託契約を締結し、これに基づき土地の買取の売買契約を締結した場合において、仮に市の判断に裁量権の範囲の著しい逸脱又は濫用があり、本件委託契約を無効としなければならない特段の事情が認められるという場合には、本件委託契約は私法上無効になる。

009 解答：妥当である。(I - 1 0 0)

問題 010

市が、その周辺の町と共同して設立した公社と土地の先行取得の委託契約を締結し、これに基づき土地の買取の売買契約を締結した場合において、本件委託契約が私法上無効ではないものの、これが違法に締結されたものであって、当該普通地方公共団体がその取消権等を有しているときなど特殊な事情があったとしても、当該普通地方公共団体の契約締結権者は、これらの事情を考慮することなく、漫然と違法な委託契約に基づく義務の履行として買取りのための売買契約を締結してはならないという財務会計法規上の義務を負っていると解することはできない。

010 解答：誤り

契約締結権者は、これらの事情を考慮することなく、漫然と違法な委託契約に基づく義務の履行として買取りのための売買契約を締結してはならないという財務会計法規上の義務を負っていると解すべきであるとした。

(I - 1 0 0)

問題 011

市が、その周辺の町と共同して設立した公社と土地の先行取得の委託契約を締結し、これに基づき土地の買取りの売買契約を締結した場合において、本件委託契約が私法上無効ではなかった場合には、本件売買契約の締結は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとはならない。

011 解答：誤り

委託契約が無効でなかったとしても、売買契約が違法なものになり得るとした。(I - 1 0 0)

問題 012

市が、その周辺の町と共同して設立した公社と土地の先行取得の委託契約を締結し、これに基づき土地の買取の売買契約を締結した場合において、本件委託契約が無効であるかどうか等について審理判断することなく、本件売買契約の締結が本件委託契約に基づく義務の履行であることのみを理由として、市の契約締結権者が本件売買契約を締結してはならないという財務会計法規上の義務を負うことはない。

012 解答：誤り

そのように考えることはできないとした。(I - 1 0 0)